

平成29年7月12日

平成29年7月5日からの大雨による被害に係る
普通交付税(9月定例交付分)の繰上げ交付

総務省は、平成29年7月5日からの大雨により多大な被害を受けた地方公共団体に対し、地方交付税法第16条第2項の規定に基づき、9月に定例交付すべき普通交付税の一部を繰り上げて交付します。

1 対象団体

福岡県 朝倉市、東峰村、添田町
大分県 中津市、日田市

2 繰上げ交付額

福岡県	朝倉市	465百万円
	東峰村	88百万円
	添田町	194百万円
大分県	中津市	778百万円
	日田市	851百万円
	合 計	2,376百万円

3 日程

平成29年7月13日(木) 交付決定
平成29年7月14日(金) 現金交付

<参考>

- ・ 普通交付税の交付時期は、4月、6月、9月及び11月(地方交付税法第16条第1項)
- ・ 普通交付税の繰上げ交付は、災害により多大な被害を受けた地方公共団体における資金繰りを円滑にするために、定例の交付時期を繰り上げて交付するもの
- ・ 平成29年度の普通交付税額決定前であるため、6月概算交付額の30%を交付

自治財政局財政課 山本、織田、宮原
TEL 03-5253-5111(代表)
TEL 03-5253-5612(直通)
FAX 03-5253-5615